原規規発第 2305246 号 令和 5 年 5 月 2 4 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の 原子炉設置変更許可(高速実験炉原子炉施設の変更)に関する意見 の聴取について

上記の件について、平成29年3月30日付け28原機(安)027(平成30年10月26日付け30原機(安)013、令和3年12月2日付け令03原機(安)008、令和5年2月22日付け令04原機(速実)013及び令和5年4月19日付け令05原機(速実)001をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長児玉敏雄(令和4年4月25日付け令04原機(大安)026をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長別五敏雄(令和4年4月25日付け令04原機(大安)026をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長小口正範へ代表者の氏名が変更された。)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原子 炉設置変更許可申請書(高速実験炉原子炉施設の変更)の核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への 適合について

平成29年3月30日付け28原機(安)027(平成30年10月26日付け30原機(安)013、令和3年12月2日付け令03原機(安)008、令和5年2月22日付け令04原機(速実)013及び令和5年4月19日付け令05原機(速実)001をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長児玉 敏雄(令和4年4月25日付け令04原機(大安)026をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長小口正範へ代表者の氏名が変更された。)から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき提出された大洗研究所(南地区)の原子炉設置変更許可申請書(高速実験炉原子炉施設の変更)に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力の ための協定を締結している国において再処理を行うこととし、再処理のため に引き渡すまでの間、高速実験炉原子炉施設の使用済燃料貯蔵設備にて使用 済燃料を適切に貯蔵・管理する方針としていること
- ・海外再処理を行うに際しては、政府の確認を受けることとする、海外再処理 によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは、国内に持ち帰る又は海外 に移転する、また再処理によって得られるプルトニウム、若しくは濃縮ウラ ンを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受ける方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の 原子炉設置変更許可(高速実験炉原子炉施設の変更)について(答 申)

令和5年5月24日付け原規規発第2305246号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)原 子炉設置変更許可申請書(高速実験炉原子炉施設の変更)に関する 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第 1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的(高速増殖炉の開発。ただし、その利用は 平和目的に限られる。)を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力の ための協定を締結している国において再処理を行うこととし、再処理のため に引き渡すまでの間、高速実験炉原子炉施設の使用済燃料貯蔵設備にて使用 済燃料を適切に貯蔵・管理する方針としていること
- ・海外再処理を行うに際しては、政府の確認を受けることとする、海外再処理 によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは、国内に持ち帰る又は海外 に移転する、また再処理によって得られるプルトニウム、若しくは濃縮ウラ ンを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受ける方針としていること

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該試験研究用等原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関(IAEA)から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。